

山梨県公報

第五百七十一号

令和七年

六月十六日

月 曜 日

目次

告 示

○指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託……………三〇五

○保安林の指定の予定(二件)……………三〇五

○道路の供用開始……………三〇六

訓 令

○山梨県職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令……………三〇六

○農林漁業普及指導手当支給規程の一部を改正する訓令……………三〇六

○山梨県職員服務規程の一部を改正する訓令……………三〇六

公 告

○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………三一

企 業 局

○山梨県企業局事務委任規程及び山梨県企業局事務決裁規程の一部を改正する規程……………三一

告 示

山梨県告示第百八十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和七年六月十六日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 一 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地 社会福祉法人日本保育協会 東京都千代田区麹町一丁目六番地二
- 二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入 保育士登録申請手数料、保育士登録証書換え交付手数料及び保育士登録証再交付手数料の収納事務
- 三 指定公金事務取扱者を指定した日及び公金事務を委託した日 令和七年四月一日
- 四 指定公金事務取扱者の指定及び委託の期間 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

- 十一日まで
- 五 指定公金事務取扱者が納人から納付を受ける方法 口座振込

山梨県告示第百八十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和七年六月十六日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 一 保安林の所在場所 中央市関原字アヤクサ二四三〇、二四三一の二
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字アヤクサ二四三〇・二四三一の二(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び中央市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第百八十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和七年六月十六日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 一 保安林の所在場所 甲州市勝沼町深沢字深澤山三七六九の一(次の図に示す部分に限る。)
 - 二 指定の目的 水源の涵養
 - 三 指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。

- 字深澤山三七六九の一（次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所除く）において、この告示の日から令和七年七月七日まで一般の縦覧に供する。

令和七年六月十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	韮崎南アル プス中央線	南アルプス市有野字北新田四〇 三〇番一地先から 南アルプス市有野字北新田四〇 〇七番一地先まで	一三〇・一	令和七年六 月十七日

訓 令

山梨県訓令甲第十八号

山梨県職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年六月十六日

本 庁
出 先 機 関
労働委員会事務局

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

山梨県職員の勤務時間に関する規程（昭和二十八年山梨県訓令甲第十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「山梨県職員」を「山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十八年山梨県条例第五号。以下「条例」という。）第三条第二項本文の規定により割り振る山梨県職員」に改め、同条に次の一項を加える。

2 条例第三条第三項の規定により割り振る山梨県職員の勤務時間は、別に定めるところにより割り振るものとする。

第二条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、条例第三条第三項の規定により割り振る一日の勤務時間が六時間以下である日については、休憩時間を置かないことができる。

第三条第一項中「山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十八年山梨県条例第五号。以下「条例」という。）」を「条例」に改める。

附 則

この訓令は、令和七年七月一日から施行する。

山梨県訓令甲第十九号

本 庁
出 先 機 関

農林漁業普及指導手当支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年六月十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

農林漁業普及指導手当支給規程の一部を改正する訓令

農林漁業普及指導手当支給規程（昭和四十年山梨県訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「週休日及び」を「週休日、同条第三項及び同条例第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定による勤務時間を割り振らない日並びに」に改める。

附 則

この訓令は、令和七年七月一日から施行する。

山梨県訓令甲第二十号

本 庁

出 先 機 関
労働委員会事務局

山梨県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年六月十六日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県職員服務規程の一部を改正する訓令

山梨県職員服務規程（昭和四十三年山梨県訓令甲第五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六条」を「第五条の二」に改める。

第三章中第六条の前に次の一条を加える。

（勤務時間等の申告）

第五条の二 職員は、山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十八年山梨県条例第五号。以下「勤務時間条例」という。）第三条第三項に規定する申告をしようとするときは、勤務時間等申告簿兼割振り簿（第四号様式の二）を提出しなければならない。

第二十三条第一項中「山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十八年山梨県条例第五号。以下「勤務時間条例」という。）」を「勤務時間条例」に改める。

第四号様式の次に次の一様式を加える。

週休日 ・休日	年月日	申告 (変更の申告)					割振り (変更の割振り)					備考
		割り振らな い日・特例 対象日	始業時刻 ・終業時刻	休憩時間	勤務 時間数	小計	割り振らな い日・特例 対象日	始業時刻 ・終業時刻	休憩時間	勤務 時間数	小計	
			時 分 ～	時 分 ～	時間 分	時間 分		時 分 ～	時 分 ～	時間 分	時間 分	
			時 分 ～	時 分 ～	時間 分			時 分 ～	時 分 ～	時間 分		
			時 分 ～	時 分 ～	時間 分			時 分 ～	時 分 ～	時間 分		
			時 分 ～	時 分 ～	時間 分			時 分 ～	時 分 ～	時間 分		
			時 分 ～	時 分 ～	時間 分			時 分 ～	時 分 ～	時間 分		
			時 分 ～	時 分 ～	時間 分	時間 分		時 分 ～	時 分 ～	時間 分	時間 分	
			時 分 ～	時 分 ～	時間 分			時 分 ～	時 分 ～	時間 分		
			時 分 ～	時 分 ～	時間 分			時 分 ～	時 分 ～	時間 分		
			時 分 ～	時 分 ～	時間 分			時 分 ～	時 分 ～	時間 分		
			時 分 ～	時 分 ～	時間 分			時 分 ～	時 分 ～	時間 分		
			時 分 ～	時 分 ～	時間 分	時間 分		時 分 ～	時 分 ～	時間 分	時間 分	
			時 分 ～	時 分 ～	時間 分			時 分 ～	時 分 ～	時間 分		
			時 分 ～	時 分 ～	時間 分			時 分 ～	時 分 ～	時間 分		
			時 分 ～	時 分 ～	時間 分			時 分 ～	時 分 ～	時間 分		
			時 分 ～	時 分 ～	時間 分			時 分 ～	時 分 ～	時間 分		
			時 分 ～	時 分 ～	時間 分	時間 分		時 分 ～	時 分 ～	時間 分	時間 分	
			時 分 ～	時 分 ～	時間 分			時 分 ～	時 分 ～	時間 分		
			時 分 ～	時 分 ～	時間 分			時 分 ～	時 分 ～	時間 分		
			時 分 ～	時 分 ～	時間 分			時 分 ～	時 分 ～	時間 分		
			時 分 ～	時 分 ～	時間 分			時 分 ～	時 分 ～	時間 分		
			時 分 ～	時 分 ～	時間 分	時間 分		時 分 ～	時 分 ～	時間 分	時間 分	
			時 分 ～	時 分 ～	時間 分			時 分 ～	時 分 ～	時間 分		
			時 分 ～	時 分 ～	時間 分			時 分 ～	時 分 ～	時間 分		
			時 分 ～	時 分 ～	時間 分			時 分 ～	時 分 ～	時間 分		
			時 分 ～	時 分 ～	時間 分			時 分 ～	時 分 ～	時間 分		

(第三面)

週休日 ・休日	年月日	申告 (変更の申告)					割振り (変更の割振り)					備考
		割り振らな い日・特例 対象日	始業時刻 ・終業時刻	休憩時間	勤務 時間数	小計	割り振らな い日・特例 対象日	始業時刻 ・終業時刻	休憩時間	勤務 時間数	小計	
			時 時 分 分 ～	時 時 分 分 ～	時間 分 分	時間 分		時 時 分 分 ～	時 時 分 分 ～	時間 分 分	時間 分	
			時 時 分 分 ～	時 時 分 分 ～	時間 分 分			時 時 分 分 ～	時 時 分 分 ～	時間 分 分		
			時 時 分 分 ～	時 時 分 分 ～	時間 分 分			時 時 分 分 ～	時 時 分 分 ～	時間 分 分		
			時 時 分 分 ～	時 時 分 分 ～	時間 分 分			時 時 分 分 ～	時 時 分 分 ～	時間 分 分		
			時 時 分 分 ～	時 時 分 分 ～	時間 分 分			時 時 分 分 ～	時 時 分 分 ～	時間 分 分		
			時 時 分 分 ～	時 時 分 分 ～	時間 分 分	時間 分		時 時 分 分 ～	時 時 分 分 ～	時間 分 分	時間 分	
			時 時 分 分 ～	時 時 分 分 ～	時間 分 分			時 時 分 分 ～	時 時 分 分 ～	時間 分 分		
			時 時 分 分 ～	時 時 分 分 ～	時間 分 分			時 時 分 分 ～	時 時 分 分 ～	時間 分 分		
			時 時 分 分 ～	時 時 分 分 ～	時間 分 分			時 時 分 分 ～	時 時 分 分 ～	時間 分 分		
			時 時 分 分 ～	時 時 分 分 ～	時間 分 分			時 時 分 分 ～	時 時 分 分 ～	時間 分 分		
合計		時間 分					時間 分					

附 則

この訓令は、令和七年七月一日から施行する。

公 告

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

令和七年六月十六日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 甲州市塩山熊野字梶畑二百五十一番一、二百五十一番二、二百五十一番三、二百五十二番二、二百五十二番三、二百五十二番四、二百五十三番二、二百五十四番一、二百五十四番四及び二百五十四番五並びに下於曽字一ノ坪八百五十二番二、八百五十二番五、八百五十四番二、八百五十四番四、八百五十六番一、八百五十六番三、八百五十七番二、八百五十八番二及び八百五十七番四の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路 水路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡東建設事務所及び甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

企 業 局

山梨県企業局管理規程第五号

山梨県企業局事務委任規程及び山梨県企業局事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年六月十六日

山梨県公営企業管理者 落 合 直 樹

山梨県企業局事務委任規程及び山梨県企業局事務決裁規程の一部を改正する規程（山梨県企業局事務委任規程の一部改正）

第一条 山梨県企業局事務委任規程（昭和四十三年山梨県企業局管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「付与、」を「付与並びに」に改め、「、介護休暇」及び「並びに週休日の振替（半日勤務時間の割振り変更を含む。）」を削り、同条第二十一号を第二十二号とし、第五号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、同条第四号中「所属職員」の下に「（事業所長を除く。）」を加え、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 所属職員（事業所長を除く。）の介護休暇の承認、勤務時間を割り振らない日の設定及び勤務時間の割振り並びに週休日の振替（半日勤務時間の割振り変更を含む。）に関する事

第三条の二第二号中「及び週休日」を「、勤務時間を割り振らない日の設定及び勤務時間の割振り並びに週休日」に改める。

（山梨県企業局事務決裁規程の一部改正）

第二条 山梨県企業局事務決裁規程（昭和四十三年山梨県企業局管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

別表第二第三号中「承認」の下に「、勤務時間を割り振らない日の設定及び勤務時間の割振り」を加え、同表第四号中「、有給休暇、介護休暇及び職務に専念する義務の免除の届出の受理」を「等に係る届出、介護休暇の承認、勤務時間を割り振らない日の設定及び勤務時間の割振り」に改める。

別表第三第三号及び別表第三の二第二号中「承認」の下に「、勤務時間を割り振らない日の設定及び勤務時間の割振り」を加える。

附 則

この規程は、令和七年七月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番